

Title	海洋空間をめぐるグローバル・ガバナンスの形成過程における当事者参加の可能性
Sub Title	
Author	宇田川, 飛鳥(Udagawa, Asuka)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.76 (2013. ) ,p.146- 148
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平成24年度博士課程学生研究支援プログラム研究成果報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000076-0146">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000076-0146</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

参拝者、修行者、堂守、僧侶、巫女などのウチとソトとの頻繁な交流と往来は継続しており、神仏混淆の信仰の世界に止まらず、観光開発や癒しブーム、パワースポットなど姿を変えた宗教性が広く浸透し独自の地域社会を形成している。

以上のような二つの課題、宗教的職能者と地域社会に関して、ウチとソトの動態を中心にして、篠栗での調査を更に継続して研究していく予定である。

## 海洋空間をめぐるグローバル・ガバナンスの形成過程における 当事者参加の可能性

宇田川飛鳥

### 1. 研究の目的と対象

本研究の目的は地球環境問題の深刻化を社会的背景として、海洋空間の利用と管理をめぐる交渉の場における当事者参加の可能性を文化人類学的視点から模索するものである。地球の環境悪化は深刻であり、国際社会において自然資源に対する平和的な管理と利用のための共有方法の構築は、急務の最重要課題であると言えよう。共有の方法と共通理解の具体的枠組みは、国際条約において定められる。国際条約とは、国家を越えて利害調整をおこない関係諸国が主体となって共通の環境ガバナンスを形成する試みによって生まれるものである。では、関係諸国の合意のもとで決定された国際条約は、現状に対して最も正しい答えを提示しているのだろうか。

本研究では、まず「グローバル（国際性）」と「ユニバーサル（普遍性）」を峻別する。グローバルであることは、ある一時代の一状況において、最も力をもつイデオロギーに過ぎない。一方、ユニバーサルとは時間や空間を越えた性質をもつ。現在、世界中に浸透している自然に対する「サステナビリティ（持続可能性）」や「バイオダイバシティ（生物多様性）」を強調した管理や利用はグローバルであるかもしれないが、ユニバーサルであるかについては議論の余地がある。本研究は文化人類学的立場からこのように一見、普遍性を持つかのように見える理念に対し、これが社会的構築物であることを明らかにしていくものである。本研究における、現実社会への見方について、ブルーノ・ラトゥールのアクターネットワーク理論 [1999 (1987); 2008 (1991) など] から発想を得たことを述べておかなければならない。ラトゥールは一見、絶対的の真実に見える「科学的真実」が、科学者の具体的な日常の諸事情—研究費の獲得、論文の作成、製薬会社とのやり取り—や実験の作業手順や実験室の環境、時代による要請や流行の中で「誕生」していることを実験室における具体的な調査から明らかにした。「科学的発見」は私たちの目前に届けられた時には、それは何度も繰り返し使用され踏み固められた「真実」となっている。私たちは文化的概念に関する複数性については了承しているものの、科学的知見の複数性については意識していない。文化人類学においても自然環境に向き合う人間の認識の多様性は明らかにされてきたが、その分析の前提には認識は多様であっても実在としては「唯一の自然」が設定されてきた。ラトゥールによれば、近代と呼ばれてきた時代（とその作業）は認識と実在、文化と自然を二分化してきたように見えて、実はそのハイブリッドを生み出し続けているに過ぎないのである。本研究は、ラ

ツールが目指すところの主体と客体の二分化の懐疑まで足を踏み入れる準備はできていないが、「科学的知見」に基づくルールが具体的な人間の行為によって社会的に構築される様相に接近したい。

そこで具体的な研究対象として設定したのが、現代社会における「海」をめぐる生態学的保全ルールの構築におけるポリティクスである。報告者は、これまで朝鮮半島西岸を調査地として「海」をめぐる地元の住民たちのローカルな知識と実践について調査してきた。一方で現在、報告者の調査地では干拓業による海の開発が進められており、それに対して国内外からの抵抗運動が展開されている。海に対して多様な主体がアクセスする状況においてローカルな立場から出発する文化人類学の研究においても、グローバルな次元における動態を看過することはできないだろう。但し、この「グローバルな次元」もラトールに従えば具体的な人間の行為が創出しているのである。そこで本研究では海に関するグローバル・ガバナンスが生まれる場の直接的な調査を実施することを研究計画に組み入れた。

## 2. 研究概要

### 2-1. ローカルな視点から設定する「当事者」

本研究は、次のような段階で研究をおこなった。第一の段階は、ローカルな立ち位置から見た「海」の空間と人間との関わり方について先行研究を精査するとともに報告者のこれまでの調査結果から、本研究における「当事者」を設定することである。

本研究では海の空間性に着目し先行研究をまとめたところ、次のような流れがあった。一つは、海洋人類学で論じられてきた「なわばり」概念である。漁民たちが、海にそれぞれのなわばりを持っていることはよく知られているが、このなわばりを世界的範囲まで広げて論じ、各地の事例に应用可能にしたのは秋道智彌の功績と言えるだろう。秋道は漁業における「海人」の「しきたり」に注目し海における「なわばり」が水産資源と漁場利用の持続可能性を支えている様を生態学的手法によって明らかにしてきた[秋道 1995, 2004; 秋道編 1998, 1999 他]。「なわばり」研究は、人びとが海との身体的交渉、海をめぐる人と人との交渉のなかでローカル・ガバナンスを築いていることを教えてくれる。もう一つの流れは、地理学における漁場研究である。文化人類学が現地のしきたりやなわばりに関する質的調査から漁場の仕組みを明らかにしようとしたのに対し、漁業（水産）地理学ではより量的な調査が行われてきた。日本沿岸地域の漁場利用の定量的調査を行なった田和正孝の研究[1997]や、歴史地理学的手法によって近世日本における漁場利用の歴史の変遷を明らかにした橋村修の論考[2009]があり、「地先」というこれまで陸の視点から論じられてきた漁場空間を、海の空間から見ることを教えてくれる。これらの先行研究を踏まえて設定したのが研究課題にも含まれている「海洋空間」である。報告者の管見の限りでは人文社会学において海の空間性に着目した概念づくりは行われていないようである。海は「資源」であったり、イメージの源であったり、人と人とを結ぶ「世界」であったりするが、海はまた人間の身体が配置される空間でもある。空間として着目すると、そこに存在するのは漁業者をはじめとした地元の人びとである。このことから本研究では当事者とはその空間に身体が存在する人びとであると定義した。

### 2-2. 当事者によるグローバル・ガバナンス形成過程への参加

国際条約の形成過程には、フォーマルな動きの他にもインフォーマルな動きがあるが、長い間、こうした場に海をめぐる「当事者」が参与する余地は限られていた。国際条約は国家間の政治的取り決めで

あり、それは国家政治のフィールドであった。条約内容は各省庁から地方自治体に伝達され、そこから市民へとトップダウン式に普及されていった。それはまるで「科学的事実」がニュースや教科書を通して、揺るぎないものとして私たちに伝達されていく様と似ている。

ところが2008年転機が訪れた。韓国の昌原市で開催されたラムサール条約会議COP10において日韓の草の根NGOが主体となって進めてきた湿地保全活動が「水田決議」として提案され、これは2010年の日本の愛知県で開催された生物多様性条約国会議COP10で条約内容に盛り込まれるという成果につながった。報告者は、海の多元的管理と利用の現代的動態を把握する目的で、この二つの会議に参加しており、この時の情報を持っていた。そこで平成24年度は、この時に副次的に得た情報を研究対象として昇華させるべく情報の精査と先行研究の検討をおこなった。また、同年7月にルーマニアのブカレストで開催されたラムサール条約国会議に参加し、日本から参加した草の根NGOの人びと（日本ラムサール・ネットワークJapan）が条約内容をどのように理解し、どのように要求し、ローカル・ガバメントとグローバル・ガバメントとの調整をはかるかについて実態調査をおこなった。その詳細は、活字論文として公表する予定である。

### 3. 今後の課題

平成24年度の調査結果のうち、次の点は興味深く今後の課題としたい。海洋空間のうち沿岸部は、ローカルな視点から見れば沿岸漁業の漁場につらなる空間である。一方、グローバルな視点における沿岸部の潟や浜、渚は、湿地 wetland に包摂される。ラムサール条約はそもそもトランスナショナルな水鳥の生息地を保護するために多国間で結ばれた国際条約であるため、ラムサール条約のNGO用ブースには、水鳥（渡り鳥）の関係団体が多数集結していた。日本も同様であったが、日本からの参加者は更に、諫早湾、三番瀬、泡瀬干潟など干拓事業開発によって危機にさらされている地域の地元住民が参加していた。そして海洋被害や漁業被害についてのアピールをおこなっていた。国際条約が国家の関係省庁間で締結される現状には変わりはないが、会議の場に住民たちがその身体を置いて声をあげることは水滴で岩を穿つような地道なアクションではあるが、ブラックボックスに入れられていた国際条約の作成過程に全く何の影響も与えないとは考えられない。これについては今後の課題としたい。これらの平成24年度の研究成果の一部は、博士論文として提出する予定である。

#### 参考文献

- 秋道智彌 1995『なわばりの文化史』小学館  
 秋道智彌 2004『コモンズの人類学』人文書院  
 秋道智彌編 1998『海人の世界』同文館出版  
 秋道智彌編 1999『自然は誰のものか—「コモンズの悲劇」を越えて』昭和堂  
 橋村修 2009『漁場利用の社会史—近世西海九州における水産資源の捕採とテリトリー—』人文書院  
 Latour, Bruno *Science in action*. Cambridge Mass.: Harvard University Press, 1987 (ブルーノ・ラトゥール 川崎勝・高田紀代志 (訳)『科学が作られているとき—人類学的考察』産業図書)  
 Latour, Bruno *Nous n'avons jamais été modernes*. Paris: Découverte, 1991 (ブルーノ・ラトゥール 川村久美子 (訳) 2008『虚構の「近代」—科学人類学は警告する』新評論)  
 田和正孝の研究 1997『漁場利用の生態—文化地理学的考察—』九州大学出版